

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第29回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成25年7月5日（金）14：01～14：39
於、1002会議室（10階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、菅 美千世、
多賀谷 一照、南雲 弘行、二村 真理子

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（郵政行政部企画課長）、
三浦 文敬（信書便事業課長）、
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

諮問事項

特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業
計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可

開 会

○樋口分科会長 皆さん、こんにちは。お暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第29回）を開催いたします。

本日は、委員9名中7名が出席されておりますので、定数を満たしております。

また、本日の会議は公開することにより、当事者または第三者の利益を害するおそれがあることから、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項のただし書きの規定により、非公開にて行いたいと思いますので、ご了解のほどよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○樋口分科会長 それでは、審議を始めます。

会議に先立ちまして、総務省において人事異動があったとのことですので、事務局から異動された方をご紹介お願いいたします。

○神田情流局総務課課長補佐 事務局から人事異動があった事務方の出席者をご紹介させていただきます。

今林顯一郵政行政部長です。

○今林郵政行政部長 今林でございます。よろしくお願いいたします。

○神田情流局総務課課長補佐 椿泰文郵政行政部企画課長です。

○椿企画課長 椿です。よろしくお願いいたします。

○神田情流局総務課課長補佐 事務局の情報流通行政局総務課課長補佐の神田といいます。よろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 大丈夫です。

よろしいですか。どうもありがとうございました。

また、各委員の方々の手元にタブレットが置かれていますが、本日の郵政行政分科会におきましては、会議用タブレット端末を試験用に活用させていただきたいと考えております。また、紙の配付も同時に行っておりますので、ご利用、ご都合のよいほうをお使いください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本件の案件は、諮問事項第1件でございます。

それでは、諮問第1084号から1086号「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画、信書便約款及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○三浦信書便事業課長 信書便事業課長の三浦でございます。いつも郵政行政に関しましてはご理解、ご指導いただきまして大変ありがとうございます。

早速、説明させていただきます。

信書便事業につきましては、民間事業者による信書の送達に関する法律、これに基づきまして、日本郵便株式会社以外の民間事業者に対しても信書の送達事業への参入が認

められております。全国の地域において一定の範囲の信書便サービスを提供する一般信書便事業と、ある一定の類型に限定して信書の送達を認める特定信書便事業がございませぬけれども、これが国の許可に係らしめられておりまして、本日は特定信書便事業の許可、それから事業計画変更の認可等に際しまして、本情報通信行政・郵政行政審議会にお諮りするものでございます。

資料29-1をごらんいただきます。諮問第1084号でございます。表紙をあけていただきますと、最初に諮問書がございませぬ。総務大臣から審議会会長あての諮問となっております。

そこでございますように、今回、株式会社YKサービスほか9者の計10者から新規の特定信書便事業の許可申請が参っております。それから、株式会社ヴィンネットワークほか2者の計3者から事業計画の変更の認可申請がございませぬ。

許可申請について審査した結果については、いずれも信書便法第31条各号の規定、すなわち許可基準でございます、信書便物の秘密の保護あるいは事業を遂行する上での計画の適切さ、能力の有無ということでございませぬが、これらについていずれも適合しており、また第33条において準用する同法第8条各号、これは欠格事由で犯歴とかあるいは処分歴でございますが、これに該当しないということが認められます。また、変更の認可申請についても同様に、各規定に適合していると認められるため、許可ないし認可することとしたいということで今回、お諮りするということでございませぬ。

それでは、今回申請しております13事業者の概要について、別紙1をもとにご説明させていただきます。

表紙をあけていただきます。1ページそれから2ページにわたりまして、新規申請の10事業者について、現在予定している事業の概要が挙がっておりますので、ご説明させていただきます。

まず1番目、北海道江別市のYKサービスでございます。これは1号役務、長さ、幅、厚さの合計が90センチメートルを超えるまたは重さが4キログラムを超える信書便物の送達ということで、ビジネスユースあるいは官公庁の発する大量の信書便物を扱うものでございませぬ。これについて出版会社の本部、営業所などを巡回する役務を見込んでいるということでございませぬ。また、3号役務については、金額が1,000円を超えるものでございませぬが、注文に応じた契約書などの信書便物の送達を見込んでいるということで、許可取得次第、事業を開始したいということで申請が上がっております。

次の日本データムサプライでございますが、これにつきましても1号役務、3号役務ということで、製薬会社等の取引先を巡回する役務を見込んでいるということでございませぬ。

それから3番目、板橋運送でございます。こちら1号役務ということでございませぬが、大手電機メーカーの当社、グループ企業などの巡回役務を見込んでいるということでございませぬ。

それから、4番目が富士共同物流。こちらは1号役務と3号役務でございますが、大手メーカーそれから金融機関の当社、支社などを巡回する役務を見込んでおります。

それから5番目、東京都中央区のシー・ディ・エス・テクノロジーでございます。本業は情報サービス業でございますが、情報サービス業の顧客会社の当社とそのグループ

企業などを巡回する役務を見込んでおります。

それから、6番目が静岡県浜松市のビーアイ通商でございます。こちらは製造会社の本社、支社などを巡回する役務、それから3号役務で注文に応じた契約書などの信書便物の送達を見込んでいるということでございます。

7番目が兵庫県神戸市のワーズでございます。こちら大手自動車販売業者の本社、営業所などの巡回役務を見込んでおります。

それから、8番目の三洋ハートエコロジーでございます。こちらは大手電機メーカーのグループ企業でございますけれども、いわゆる障害者雇用促進法に基づく特別子会社として障害者雇用促進事業の推進のために、信書便事業の許可を申請するというものでございます。こちらは親会社である大手電機メーカーの本社、関連会社等を巡回する役務を見込み、1号役務と2号役務について許可申請しております。2号役務は差し出された時から3時間以内に送達する急送サービスということでございますけれども、表に書いてありますように、大阪府大東市三洋町それから大東市大野、東大阪市加納の親会社や関連会社等の事務所が点在する事業所がまたがる3市町を提供区域としており、いずれのルートも3時間以内で巡回するというところでございます。

それから9番目、赤帽大阪府軽自動車運送協同組合でございます。こちらは他の赤帽協同組合と同様のビジネスモデルとなっております、1号役務と3号役務により、大手自動車販売業者の信書便物を扱うということでございます。

それから、10番目が長崎急配ということでございます。こちらは官公庁の本庁、出先機関との間を巡回する役務を見込んでおります。

続きまして、3ページに今回、事業計画の変更の認可申請をしている3事業者がごらんいただけるかと思えます。11番ということで、ヴィンネットワークでございます。こちらについては今まで3号役務を提供していたわけですが、2号役務を追加することで、業務内容を充実させたいということでございます。

それから12番目、大阪府のしょうわでございます。こちらは信書便物の配達方法の追加ということで、従来手渡しのみであった配達方法に、郵便受箱への投函やメール室への配達を追加するものでございます。

それから最後、九州航空でございます。こちらは3号役務を追加いたしまして、顧客の要望に対応してまいりたいということでございます。

以上でございます。審査に当たりましては、信書の確実な送達という観点で3点。まず、法律上限定された業務ということなので、その業務におさまっているかどうかということ。それから2番目に、事業体として十分な需要があつて資金手当てができるということ。3番目に、もちろん信書の秘密が確実に守られるというあたりを審査していくということになるわけでございます。

4ページでございます。これ以降は収入の部ということでございまして、それぞれ金額が挙がっております。詳細省略しますが、基本的には巡回については入札あるいはまとめた契約ということが多いため、契約見込み額を取扱予定通数で割ったものを単価として計上しております。それから、3号業務については料金表に基づいて平均単価という形で記載させていただいております。

5ページ、6ページについても同様に利用見込み、収入見込みが計上されております。

続きまして、7ページでございます。信書便事業の収支見積もりでございますが、基本的にこれは赤字は原則許可しないということでございます。ごらんいただきますように、7ページ、8ページそれから9ページでございますが、いずれも一定の利益が計上されていると考えてございます。

■番目の■でございますが、信書便事業支出のところのその他のところが経費としては初年度■%、翌年度■%となっており、その他経費の割合が■なっております。■のところにも、■となっておりましてございますけれども、これは業務方法として、1号業務については■を使って■でやると。3号業務の付加価値サービスについては、例えば■からの受注したもの等については■を行うということで、■している関係でこのその他経費の割合が■なっております。

それから、■番の■ですが、こちらも■の割合が■なっているところでございます。これは、■するということになってございまして、その分がこうして■されているということでございます。

それから、■と■でございます。■については若干■が■ことがごらんいただけるかと思っておりますけれども、今回■いたしまして、■まして、■まして、それで今後、■計画を持っているということで認めたいと思っております。

それから、次の11ページでございます。これについては、資金計画ということでございます。やはり、十分な資金手当てができるかどうかというところも見ていただくことになってございます。このうち、■番の■と■番の■につきましては、事業開始に要する資金を純資産の額が■状況でございますが、その他の資金の調達方法については、表の一番右端の欄にございますように、となっておりまして、■に当たりまして、■を確認済みでございます。

12番は引受け及び配達の方法ということですが、基本的には差出人の指図により、対面交付またはメール室への配達、あるいは郵便受箱への投函等が信書便約款上、定められているところでございます。

13ページ、事業計画の変更認可申請でございます。これについても、引受けの方法等について変更の申請が出てございます。

それから、14ページでございますが、これは2号役務については3時間以内の送達となっております。今回、三洋ハートエコロジーとそれからヴィンネットワークが申請してきたというところでございます。三洋ハートエコロジーについては、送達手段が表の左から4番目の欄ですが、主な交通手段、徒歩となっておりまして、合計で113分間ということでございます。これは近畿総合通信局の職員が実際に同行いたしまして確認してございます。

それからヴィンネットワークでございますが、こちらは軽四輪自動車を交通手段とするということで、道路交通情報提供サービスにより計測したもので、合計で90分となっております。3時間をクリアしているということでございます。

あとは参考資料でございます。

以上、ごらんいただきました事業者の事業計画をもとに、法で定められました許可基準に従いまして、事務局で審査いたしました結果が別紙2-1にごらんいただけるかと存じます。

審査する項目については、新規の許可では4点でございます。事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであるかどうか、それから2番目が事業の遂行上適切な計画を有するものであるかどうか、それから3番目に、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであるか。4番が欠格事由に該当しないかということでございます。

10者まとめてということになります。1については引受け、配達、委託の方法について、適切に定められているということで適当であると考えてございます。それから、2の事業遂行上適切な計画を有しているか否かについては、ごらんいただきましたように、事業収支見積もり等、適切に算出されております。また、3時間以内送達についても実測等で立証されています。役務内容が法に適合しているかどうかについては、ごらんいただきましたように、役務の種類に応じた法の規定に適合した事業計画になっています。それから委託について、委託するための事情それから再委託の禁止について適切に定められているということでございます。それから3番目、事業を適確に遂行するに足る能力ということで、こちらについては資金面についてごらんいただきましたように明確な裏づけがございます。それから、こちら事務局で確認しておりますが、行政庁の許可等、例えば貨物運送業法の許可等を既に取得済みというところでございます。欠格事由についても確認してございます。

それから、18ページでございます。事業計画の変更の認可申請について、変更認可申請のございました3者について、ごらんいただきますように、ほぼ同様の3点について確認し、全て適切であると考えられます。

続きまして、今回許可いただければということでございますが、参入状況ということで参考に資料を入れさせていただきます。今回、仮に新規の許可事業者10者が入りますと、全体での特定信書便事業者数404者ということになります。主要業種別ではごらんいただいておりますように、貨物運送業が最も多いということでございます。参考2は、一応今回申請したところは朱字で記入しておりますが、全事業者名ということでございます。

続きまして、資料29-2と資料29-3でございます。これはそれぞれ信書便約款と信書便管理規程でございます。信書便約款は当然のことながら顧客との契約関係、それから信書便管理規程は内部的な信書便物の取扱いについて定めたものでございますが、これについても新規の許可それから事業計画の変更に伴いまして、新たに設定もしくは変更されるものがありますので、それについても諮問させていただくということになります。

資料29-2の表紙をあけていただきますと諮問書がございまして、それから信書便約款の設定の認可申請の概要ということで、別紙1がございまして、新規に信書便約款を設定するものについては、いずれの申請においても必要な、例えば役務の名称及び内容、それから引受け、配達の内容、それから送達日数その他料金収受、それから損害賠償、責任に関する事項、不当な差別的取扱いがないかどうか等を審査することになります。

その次、2ページ、3ページは変更の認可申請があった事項でございます。こちらは、

配達方法ですとか役務の追加について変更の申請が出ておりますので、それを表にしたものでございます。これを審査した結果が、別紙2-1と別紙2-2がでございます。

5ページ、別紙2-1でございます。引受け、配達、転送等の事項、それから料金の収受等の事項、それから責任に関する事項等が適切かつ明確に定められていると考えて認可したいと考えてございます。

それから6ページ、特定の者に対する不当な差別的取扱いは見られないと考えられます。

それから別紙2-2でございます。こちらは変更認可申請でございますが、同様の観点につきまして、適切に定められていると考えております。

それから、資料29-3は信書便管理規程でございます。あけていただきますと、諮問書がございまして、信書便管理規程の設定の認可申請の概要について、別紙1がございまして、信書便物の取扱いについての責任者であります信書便管理者の選任について定められたもの、それから信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法について、事故発生時等の措置、教育及び訓練について適切に定められていると考えております。

3ページ、信書便管理規程の変更の認可申請のところでございます。これについては、役務の追加に伴う信書便管理規程の変更、それから配達の方法に関する信書便管理規程の方法のほかに、表の中ほどございまして、個人情報保護ガイドライン施行に伴う記載内容の変更というのがございまして、こちらにつきましては、平成20年3月の信書便事業に関する個人情報保護ガイドラインの施行に伴いまして、それ以前に認可された信書便管理規程については変更認可申請の際に、できるだけ総務省で定めたガイドラインに準拠していただくということでございまして、かつてのものが必ずしも不適切ということではないんですが、例えば順番をそろえたりとかそういうことで、顧客の情報で基本的に必要ないものは原則破棄する等の形で個人情報を保護するというものでございます。

それで、審査結果でございますが、別紙2-1と2-2でございます。管理者の選任それから秘密の保護、事故発生時の措置ということで、管理責任の明確化それから法令の遵守、それから捜査機関への協力等について適切に定められていると考えております。

別紙の2-2は、変更の認可申請の分でございますが、こちらについても同様に適切に定められていることで、認可したいと考えておるところでございます。

大変長くて恐縮でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。篠崎委員、どうぞ。

○篠崎委員 ちょっとよく中身が見えないのですが、8番目の三洋ハートエコロジー株式会社の仕事です。この主な交通手段は徒歩なんですね。

○三浦信書便事業課長 そうです。

○篠崎委員 これはどういう……、最長しかも4.6キロメートルですね。どういう仕事ぶりをなさるとのことなんですか。

○三浦信書便事業課長 具体的に言いますと、一般道をまたぐ、いくつかの建物の中に

親会社をはじめ、関連会社の事務所等がありまして、そういうところから差し出される信書便物を台車に入れて運んで回って行ってまた持って帰ってくるということになります。

○篠崎委員 今まであった中で徒歩って初めてではないかなという気がして。大体、自転車か……。そうでもないですか？ 徒歩ありました？

○信書便事業課 今まで徒歩もございます。

○篠崎委員 ありました？

○信書便事業課 はい。最近ですと前回2月の審議会の際に事業計画の変更等の認可申請がありました、あしすと阪急という事業者も徒歩による送達方法を行っております。

○篠崎委員 ああ、そうですか。

○信書便事業課 はい。

○篠崎委員 わかりました。

○樋口分科会長 ほかにごさいませんか。

済みません、議長がこういう発言して……。

○三浦信書便事業課長 いやいや。

○樋口分科会長 今のその件で、例えば今、許可申請では最長時間経路が4.6キロメートルという実に細かい数字があるんですけども、例えばこれが5キロメートルになったら違反になりますか。ここの申請での4.6キロメートルとか書いてあるのですが。

○三浦信書便事業課長 要は主な交通手段で実際にやってみて時間をはかるということになりますので、113分ですからまだちょっと余裕があるのかなという感じですけども。

○樋口分科会長 そうですね。だから、ここは何か細かいなと思うんですが、もう少し広げておいてもいいと思うんですけども。

○三浦信書便事業課長 申請の際に最長時間経路というのを、送達形態を考慮して申請者に提出していただいております、今回はこの距離だったということです。

○樋口分科会長 これはあまり厳密に、これを違反したからって即、直しますということはないわけですね。

○三浦信書便事業課長 3時間以内に送達することが重要になります。

○樋口分科会長 そうですよ、時間ですよ。

○三浦信書便事業課長 はい。ただ3時間審査を行う前提として、4.6キロメートルという数字がございますので、これが例えば10キロメートルの区間を送達したいということになる場合には、3時間審査を行った前提が変わってしまうので、当方に相談していただき、変更の申請等、必要な手続きをしていただくことになります。

○樋口分科会長 わかりました。

ほかにどなたかごさいませんか。

○多賀谷委員 ちょっと、大したことではないんだけど、さっき個人情報保護ガイドラインという話をやっていたけれども、それとともに——だからその信書便に関する、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインというのがあるわけですよ。

- 三浦信書便事業課長 はい、ございます。
- 多賀谷委員 それでただし、信書については信書便法か何かでそこで信書の秘密という概念が別にあると思うんですけども。
- 三浦信書便事業課長 はい、確かにそうです。ですから、信書の中はもちろんあけてはいけないんですけども、信書便事業のガイドラインというのはどうなっているかという、いつもこの信書を頼む人の例えば顧客名簿みたいなものがあった場合に、そういうものの中に個人情報がある場合には、ガイドラインに従って取り扱いますという意味でございます。
- 多賀谷委員 なるほど。要するに、信書の中身は信書の秘密で保護されて……。
- 三浦信書便事業課長 はい。
- 多賀谷委員 信書の周辺のところは個人情報保護のほうが……。
- 三浦信書便事業課長 そうです。例えば、いつもこの人は幾らで頼んでいるとかということが、あるいは何回頼んだとか、また、その顧客が特定顧客の名簿から外れた場合にはちゃんと削除するとか、そういうことです。
- 多賀谷委員 個人情報保護ガイドラインというのは基本的に個人であって、法人は保護しないんですか。
- 三浦信書便事業課長 そうです。個人情報保護法の定義にしたがってやっております。
- 多賀谷委員 主として2号役務の時に問題になると理解していいでしょうか。
- 三浦信書便事業課長 必ずしもそうとは限らないと思います。
- 多賀谷委員 そうでもない？
- 三浦信書便事業課長 確かに、1号役務と3号役務のほうが明らかに法人需要は多いと思いますけれども……。
- 多賀谷委員 法人需要ですよ。それでも1号……。
- 三浦信書便事業課長 正直言いますと、実際、信書便事業者でほんとうにお客さんが一個人というケースはまだ少ないのではないかと。そこは郵便と違って。やっぱり1号はどうしても大きいもの、ビジネスユースが多いです。
- 多賀谷委員 私、信書便物を受け取ったことがありますけれども。東京からオートバイでやってくる。
- 三浦信書便事業課長 そうですね、ただ、配達先に関して名簿管理しているというのはあまりないと思いますので、個人のですね。もしあった場合には、それは個人情報ガイドラインに従ってということになると思います。
- 多賀谷委員 宛名は信書の秘密では保護しないんですか。
- 信書便事業課 信書の秘密と個人情報とは重なる部分がございます、信書便物の宛名自体は信書の一部にもなります。
- 多賀谷委員 信書の一部になるわけね。
- 信書便事業課 はい。
- 多賀谷委員 そこは重なるわけですね。
- 信書便事業課 そうです。
- 多賀谷委員 宛名が法人だったらそれは信書の秘密で保護されるけれども、個人情報保護ガイドラインでは保護されないという形になると思うんですよそれは、多分。通信

の秘密と個人情報と同じ話だと、多分思うんです。

はい、いいです。結構です。どうも。

○樋口分科会長 ほかに何かございませんでしょうか。

ご異議ございませんようでしたら、諮問第1084号から1086号については、諮問のとおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することにいたします。ありがとうございました。

以上で本日の用意されている審議事項は終了しましたけれども、皆様方からもしこの際何か議論しておきたいとか、ご意見ありましたら。

委員各位にお配りしたものは、昨日届きました『文化新報』という雑誌なんですけれども、これは通信博物館を運営している組織が出している雑誌なんですけれども、ちょうどイタリアの郵便事情で非常におもしろい記事がでていましたので、これをコピーしたものです。ご覧いただければ幸いです。

○篠崎委員 イタリアはこういう点ではしっかりと、きちんとやっているのですか。

○樋口分科会長 郵便についてはやっているようではございますけれども、ただ経済に関してはもうアンダーグラウンドのほうはるかに大きいというのが……。それがまともにやっているかどうかというよりも、ああいう状況でよく国が維持されているなという感じがします。しかし、郵便はしっかりとやっているように見えます。

○篠崎委員 これはしっかりとやっているのですか。

○樋口分科会長 はい。

○篠崎委員 では、ぜひ読ませていただきます。

○清野委員 ありがとうございました。

○樋口分科会長 この著者の方はここずっと連載記事を書かれています。アメリカから始まり各国の郵便、特に民営化して以降の郵便事業・制度あるいは事情について非常に詳しく書かれております。ニュージーランドはもう終わっていますし、イギリスもやっています。ほんとうによく研究されている方だと思います。どうぞ、一度お読みください。

事務局から何かございますでしょうか。

○神田情流局総務課課長補佐 特段ございません。

○樋口分科会長 それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、別途確定次第、事務局からご連絡いたします。

本日は閉会いたします。今日はご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

閉 会